

7月臨時教育委員会會議録

開催年月日	平成26年7月1日(火)
開催日時	午後4時30分
開催場所	市役所別館 3階応接室
出席委員	委員長 末次徳嘉 委員長職務代理者 永山真江 委員 諫本憲司 委員 田島みき 委員 三筈眞治郎
出席参与	教育次長 高倉謙市 教育総務課長 佐藤公明 学校教育課長 江嶋久典
書記	教育総務課 総務企画係長 野村和之
附託議案	議案第59号 日田市教育委員会教育長の任命について 議案第60号 日田市学校問題支援チーム委員の委嘱又は任命について 協議事項 日田市の後援名義等の使用承認について

委 員 長	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それでは、本会議を開催したいと思います。</p> <p>事務局から、三苫教育委員の紹介をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>私は、三苫眞治郎教育委員をご紹介させていただきたいと存じます。</p> <p>三苫教育委員は、昭和29年のお生まれで、現在60歳、日田市大字三和にお住まいです。</p> <p>昭和53年3月に、東京理科大学理学部を卒業後、昭和55年4月から玖珠町立北山田中学校に勤務され、平成8年4月から平成12年3月まで、日田市教育委員会学校教育課学校教育指導係長として、さらに、平成12年4月から平成18年3月までは、学校教育課長として、10年間、教育委員会にお勤めになりました。</p> <p>その後、平成18年4月から南部中学校校長を、平成23年4月から東部中学校校長をご歴任され、平成26年3月、定年により退職されました。</p> <p>委員の任期につきましては、合原委員の残任期間であります、平成28年11月14日まででございます。ご紹介につきましては、以上でございます。</p>
委 員 長	<p>それでは、新教育委員の三苫さんからご挨拶をお願いします。</p>
三 苫 委 員	<p>先ほど7月1日付けで日田市の教育委員を拝命しました三苫眞治郎でございます。職責の重さに緊張感と身の引き締まる思いでございますが、全力で日田市の教育行政のために頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委 員 長	<p>それでは議案第59号「日田市教育委員会教育長の任命について」ですが、議事に入ります前に、まず、この議案は人事案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び日田市教育委員会会議規則第16条第1項の規定により、非公開審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、皆さんの同意をいただきましたので、議案第59号について非公開審議といたします。</p> <p>《以下、会議内容については非公開のため、</p>

	概要のみを記載する》
委 員 長	議案第 59 号の説明を求める。
教育 総務 課長	議案第 59 号「日田市教育委員会教育長の任命について」の概要の説明
委 員 長	教育長の選任に対するに、委員長の考えを述べる 地方教育行政組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定により本議案に關係する当該人が退席
委 員 長	各委員の質疑を求める 議案第 59 号についての採決をする。
各 委 員	議案第 59 号について同意する。 本議案に關係する当該人が入室
委 員 長	本件について、任命することを決定した旨報告する。 (辞令交付式)
委 員 長	人事案件の終了に伴う公開審議とする旨の確認を行う。
各 委 員	了承
	《以下、公開》
委 員 長	続きまして、次の議題に入りたいと思います。 議案 60 号「日田市学校問題支援チームの委嘱又は任命について」学校教育課説明をお願いします。
学校 教育 課長	それでは、議案 60 号「日田市学校問題支援チーム委員の委嘱又は任命について」学校教育課でございます。議案集の 2 ページから 4 ページをお願いします。本案は、2 ページ提出理由のとおり、先日の定例教育委員会で議決をいただきました日田市学校問題支援チーム設

	<p>置要綱に基づき、委員の委嘱又は任命をお願いするものでございます。委嘱又は任命をお願いする委員につきましては、一覧表のとおり、まず、委嘱をお願いする委員といたしまして、表の上から順に、弁護士の一木俊廣様、精神科医の長野浩志様、大分県警察スクールサポートーの諸富正光様、日田市教育センター臨床心理士の松本英明様の4名、次に、任命をお願いする委員といたしまして、チームの統括者である高倉謙市教育次長以下、教育委員会部局の職員6名、合わせて10名の委員でございます。</p> <p>なお、3ページ・4ページには、あらためて、日田市学校問題支援チーム設置要綱を添付したところです。</p> <p>以上、お願いいいたします。</p>
委 員 長	<p>それでは、議案第60号、今、事務局から説明がありましたが、何かお尋ねがありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、議案第60号につきましては原案のとおり可決します。</p>
学校教育課長	<p>補足で説明させていただきます。今、議決をいただきましたので、第1回目のチーム会議を7月22日、7月中に開催できるよう準備を進めてまいりたいと思います。</p>
委 員 長	<p>それでは、議案59号、60号が整理できましたので、協議事項に入りたいと思います。</p>
教 育 長	<p>協議事項「日田市の後援名義等の使用承認について」教育総務課説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>協議事項「日田市の名義後援等の使用承認について」ご説明いたします。本日お配りしています資料に基づき、説明させていただきます。行事の名称「平和のための戦争写真展 オブ 沖縄」の行事に際しまして、実行委員会の方より教育委員会の名義後援の承認について申請がございます。行事の日時につきましては、本年8月5日から11日までの7日間、会場につきましては、パトリア日田ガレリアで展示したいとのことです。内容につきましては、沖縄での日米の戦争写真パネル24枚程度、遺品、写真等です。行事の主旨として、広く市民の方々に見ていただき、戦争を学習することが意義あるものだと考</p>

	<p>えたものということです。後援を必要とする理由としては、小・中学生の平和学習としてぜひ見ていただきたいとの思いがあるようです。</p> <p>なお、本件につきましては、事前に該当する写真を確認いただきましたとおり、実際に展示予定の写真の中に、兵士の遺体など刺激が強いと思われます場面の写真が数点ございます。したがいまして、児童・生徒が閲覧するにあたり教育委員会が承認する行事として認めることが妥当かどうか判断をいただきたいと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	委員さん方から、何かご意見がございましたら、お願ひいたします。
諫 本 委 員	こちらが判断するには、なかなか難しい内容だなと思います。前半に書いている戦争の事実を子供たちに伝えることや平和学習として利用することは、何ら否定するものではありませんが、いろんな機会の中からこういう学習になることはあると思います。一番最後の説明にもあったように、今、世の中にはいろんな情報がありますよね。いろんな情報があるなかで、かなり悲惨な映像とともに子供たちの中に飛び込んでくると思います。映画でいえば、R指定などもあると思いますが、教育委員会としていろんな学習はしてもらいたいものの、年齢的なことを考えたときに、過激な情報からは守ってあげたいというような面もあって当然だと思います。これをどう捉えるかということですが、個人的には、このような催しを開催し、市民の方にもお知らせすることはぜひ開催していただきたいとは思いますが、年齢制限的なことを考えれば、積極的に後援するということについては、写真を見せていただきましたが、その点において少し抵抗があるなという感じがしました。
委 員 長	ほかの委員さんはございませんか。
永 山 委 員	同じ意見です。平和学習はとても大事なことで、戦争について考える機会は大事だし、作っていかなければならないけれども、それにはその年齢に応じたふさわしい教材というか素材を選んであげるのは、教育の役目かなと思います。もちろん刺激的なものを並べても、いろんなことを考えててくれるでしょうし、問題提起にはなるとは思いますが、これが教育委員会として平和としての素材としてふさわしいかを考えると、写真を見る限り少し厳しいと思います。私は、少し抵抗が

	あります。
田 島 委 員	私も二人の委員と同じで、不特定多数の方たちが見ることができる会場で、説明書はあるのかもしれません、個人の見方、捉え方によつては、受け止め方がそれぞれ人によって違うのではという気がするので、今回は、後援という形では厳しいのかなと思います。
諫 本 委 員	難しいですよね。あの場所は、子供たちも実際に目にするとどう。親御さんの中には、積極的に連れて行って、見せて、こんなことだよと説明する方もいると思いますし、もちろん悪いことではないし事実を伝えることは大事だと思います。ただ、年齢に応じた内容で子どもたちに教えていくということを全く無視し、無責任に後援することに抵抗があるなど感じています。こういうイベント自体は悪くないと思いますし、ぜひ積極的にやっていただきたいと思いますが。
委 員 長	後援を必要とする理由の中に、小・中学生の平和学習にという思いが関係者の皆さんにありますが、学校現場を預かる教育現場の主管課長として、学校教育課としてのご意見はありますか。今、委員の皆さんの意見の中には、すべてを否定するものではありませんが、小学生であれば1年生から6年生、低学年、中学年、高学年と教育の段階で教えていくステップがあると思います。学校現場において、子どもの習熟度に応じて成長に合わせた教材の提供があると思いますが、委員さんの中には、特に小学校の低学年にアレルギーがあるのではないかというご意見もありますが、そのあたりも含めてご意見があれば伺いたいのですが。
学校教育課長	意見というよりも、参考までにということで次の2点から申し上げたいと思います。まず1点目は、今回のパネル展の資料についてではございませんが、昨年度の議会の中で前教育長が平和学習について触れた部分が答弁の中ありましたので、少し読み上げさせたいただいて紹介したいと思います。『各学校における平和学習等においては、教育の中立を保ちながら、教育基本法に定める「我が国や郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という、目標の達成に資する指導がなされることを望んでいる。』。そのなかで、学校の教材や補助教材についても『子どもたちの発達段階を考慮した上での指導や配慮が必要である』として、指導や配慮の一例といったしましては、『作品中の描写が及ぼす

子どもたちの心身への影響を十分考慮した上で、適切な場面を読ませることや、様々な歴史認識に対する考え方があることも踏まえ、中立な立場から、戦争と平和について考えさせるような指導を行うことなどが考えられます』と述べております。繰り返し申し上げますが、直接的にこの展示会のことについて、述べたわけではありませんが、教育長としては、平和学習やその時に取り扱う資料・題材等について、配慮の必要がある。そして、「中立の立場」という点は外せないということで申し上げていたと思います。これが1点目でございます。

2点目としましては、県教委の通知の中にも、学校で使用する教材や資料等のことについて、通知があります。特に、その中では、「保護者等から、批判・疑念等を受けることがないようきちんと選定すること」が挙げられています。この通知の中には、特に平和教育についても触れており、「取り扱われる題材や内容が児童生徒の発達段階を踏まえることはもとより、戦争の反省に立ちつつも、児童生徒が将来に明るい展望や夢を持つことができるよう、次の点にも留意すること」とあります。次の点というのは、

一つ目は、学習指導要領に適合していること。

二つ目は、内容や表現が正確かつ適切であること。

三つ目は、政治や宗教に関する取扱いが中立、公正であること。

最後に、戦争の持つ残虐性や非人間性だけを追求するのではなく、国際理解や国際協調の立場から進めること。

となっております。

今、委員さんのご意見の中にありましたように、小学校1年生からということで、いわゆる学校教育の中ではありませんが、小・中学生を対象に行っていただいて、なおかつ教育委員会が後援ということになれば、このあたりの通知は無視できないのではないかと考えております。もう1点は、確かに、学校現場の中にはこのような資料はございますが、前教育長が市議会の答弁の中でも申し上げましたように「選ぶ」こと、これも教育委員さんの中からお話が出ていたことではないかと思っております。以上のことを総合的に勘案して判断していただくのがよろしいのではないかと考えております。

委 員 長

江嶋学校教育課長のお話を承ると、すべてを否定するものではないと思います。選択肢とすれば、写真の一部には、学校現場では控えさせていただきたい。しかしそのほかの写真是、やはり子どもた

	<p>ちにグローバルな世界の中で、平和に対する思いも芽生えさせ、成長させることも必要かなと思います。今ある写真を、先ほど主管課長が述べた学校現場の物差しに照らして判断すれば、一部の写真を外して展示いただくことも一つの選択肢だと考えます。教育委員のご意見と主管課長の学校教育における平和学習の考え方を総合して、事務局としてお考えがあればお願ひします。</p>
教育総務課長	<p>今、選択肢があるとまとめていただいた中に、申し出の団体の方々には写真の一部を除外する考え方はないかもしれません、教育委員会の判断として、その問題となる写真については、ふさわしくないと条件を付して、許可することもできるのではないかと考えます。</p>
教育次長	<p>今の内容の補足となりますが、元々、この目的が平和学習ですので、その中で過激な表現の内容があるのではないかというご意見もあります。平和学習の大切さは十分理解できますので、その該当の写真を外して取扱いができるとを考えているところでございます。</p>
委員長	<p>この該当の写真は、教材としてはいささか立ち止まって考えたいという思いがあれば、もちろん、過激かどうかの判断は、人それぞれ基準が違いますので、学校現場の主管課長さんの判断をいただきながら、どのパネルを控えるかについて、選定ができて、先方と協議ができれば、その方向でまとめたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
諫本委員	<p>このまますべて後援することは、難しいかなと思います。もちろん、過激な写真を外して後援することに、先方の了解が得られて、開催できればいいと思います。ただ、事業者とすると、小中学生以外の高校生や一般の方にもっと現実を見てもらいたいという思いがあれば、それを止める権利があるわけではありませんので、後援なしで開催したいということもあると思います。先ほど申しましたが、子どもたちには、情報として伝わるとは思いますが、これまでの事情を考えると、このままで後援することは難しいのかなと思います。</p>
委員長	<p>この件を整理しますと、実行委員会の方が、すべての写真を用いて日田市民に平和学習の場として開催したいという強い思いがあれ</p>

	<p>ば、難しいかとは思いますが、学校現場の教材として適切でない写真を外していただくことができるかどうか、一度事務局から話して、認めていただけたなら後援をさせていただくという方向で協議していただければと思います。教材として、問題があると判断する写真があれば、教育委員会として外してほしいと実行委員会の方に思いを伝えなければ、保護者の方にもご心配をかけることになりますので、そのあたりにも十分に配慮して取り扱ってほしいと思います。そういうことでよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
教育総務課長	<p>今まとめさせていただいた内容を持って、申請人の方にご連絡させていただきたいと思います。正確に本日の趣旨をお伝えする中で、先方にきちんとお伝えし、どちらかの判断をしてまいりたいと思います。</p>
委員長	<p>パネルの整理については、学校現場を預かる学校教育課長や教育長のお考えもあるでしょうから、十分なご相談をして実行委員会の方に丁寧な説明をお願いします。</p> <p>ほかにありますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
委員長	<p>それでは、時間が長くなりましたが、重要な案件が2つほどあります、貴重なご意見もいただきました。それでは、本日は、ここで閉会します。お疲れ様でした。</p>

終了時刻：午後5時20分